

大分大学医学部附属病院における教員組織の設置に伴う関係細則の整備に関する細則

平成28年12月28日制定

平成28年医学部附属病院細則第1-6号

(大分大学医学部附属病院病理診断科・病理部細則等の一部改正)

第1条 次の各号に掲げる細則の規定中「所属職員」を「職員」に改正する。

- (1) 大分大学医学部附属病院病理診断科・病理部細則（平成20年医学部附属病院細則第2-1号）第2条
- (2) 大分大学医学部附属病院腫瘍センター細則（平成20年医学部附属病院細則第4-7号）第4条
- (3) 大分大学医学部附属病院放射線部細則（平成21年医学部附属病院細則第1-1号）第2条
- (4) 大分大学医学部附属病院卒後臨床研修センター細則（平成21年医学部附属病院細則第1-2号）第4条第1項
- (5) 大分大学医学部附属病院検査部細則（平成21年医学部附属病院細則第2-2号）第2条
- (6) 大分大学医学部附属病院材料部細則（平成21年医学部附属病院細則第2-3号）第2条
- (7) 大分大学医学部附属病院ME機器センター細則（平成21年医学部附属病院細則第2-5号）第2条
- (8) 大分大学医学部附属病院総合臨床研究センター細則（平成21年医学部附属病院細則第2-8号）第2条
- (9) 大分大学医学部附属病院内視鏡診療部細則（平成21年医学部附属病院細則第4-1号）第2条
- (10) 大分大学医学部附属病院高度救命救急センター細則（平成21年医学部附属病院細則第4-2号）第3条
- (11) 大分大学医学部附属病院臨床薬理センター細則（平成21年医学部附属病院細則第4-5号）第2条
- (12) 大分大学医学部附属病院医療情報部細則（平成21年医学部附属病院細則第4-12号）第2条
- (13) 大分大学医学部附属病院感染制御部細則（平成21年医学部附属病院細則第4-8号）第2条
- (14) 大分大学医学部附属病院医療安全管理部細則（平成21年医学部附属病院細則第4-19号）第3条
- (15) 大分大学医学部附属病院リハビリテーション部細則（平成21年医学部附属病院細則第4-20号）第2条
- (16) 大分大学医学部附属病院血液浄化センター細則（平成21年医学部附属病院細則第4-23号）第2条第1項

- (17) 大分大学医学部附属病院周産母子センター細則（平成21年医学部附属病院細則第4-24号）第2条
- (18) 大分大学医学部附属病院手術部細則（平成21年医学部附属病院細則第4-25号）第2条
- (19) 大分大学医学部附属病院輸血部細則（平成21年医学部附属病院細則第4-26号）第2条
- (20) 大分大学医学部附属病院集中治療部細則（平成21年医学部附属病院細則第4-27号）第2条
- (21) 大分大学医学部附属病院CCU部細則（平成21年医学部附属病院細則第4-28号）第2条
- (22) 大分大学医学部附属病院遺伝子診療室細則（平成26年医学部附属病院細則第1-2号）第3条
- (23) 大分大学医学部附属病院認知症先端医療推進センター細則（平成27年医学部附属病院細則第2-1号）第2条
- (24) 大分大学医学部附属病院腫瘍センター緩和ケアセンター細則（平成27年医学部附属病院細則第4-11号）第4条第1項
- (25) 大分大学医学部附属病院総合患者支援センター細則（平成28年医学部附属病院細則第4-21号）第3条

（大分大学医学部附属病院病院情報管理システム運用管理細則の一部改正）

第2条 大分大学医学部附属病院病院情報管理システム運用管理細則（平成21年医学部附属病院細則第4-17号）第7条第3項各号列記以外の部分中「当該グループに所属する者」を「当該グループの職員」に改正する。

（大分大学医学部附属病院医療従事者細則の一部改正）

第3条 大分大学医学部附属病院医療従事者細則（平成23年医学部附属病院細則第1-2号）第2条第3項第2号の規定中「当該者が所属する部局の長」を「当該者の部局の長」に改正する。

（大分大学医学部附属病院診療録取扱細則の一部改正）

第4条 大分大学医学部附属病院診療録取扱細則（平成21年医学部附属病院細則第4-15号）第7条第1項の規定中「所属長」を「所属又は主担当部局等の長」に改正する。

（大分大学医学部附属病院PET診療放射線安全管理細則の一部改正）

第5条 大分大学医学部附属病院PET診療放射線安全管理細則（平成23年医学部附属病院細則第1-1号）第7条第1項第7号及び別図第1の規定中「先端分子イメージングセンター専任教員」を「先端分子イメージングセンターの主担当の教員」に改正する。

附 則

この細則は、平成29年1月1日から施行する。